

東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣制度実施要領

(制定) 令和6年12月18日

6環資産第449号

(目的)

第1条 この要領は、東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣制度実施要綱（令和6年12月18日付6環資産第449号。以下「要綱」という。）を実施するのに必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(コーディネータの派遣手続)

第3条 要綱第7条第1項の規定による派遣の依頼は、別記様式1による東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣依頼書（以下「派遣依頼書」という。）を資源循環推進部長に提出することにより行うものとする。

2 要綱第7条第2項の規定による受託者に対する派遣の指示は、別記様式2による東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣指示書により行うものとする。

3 要綱第7条第2項の規定による依頼者に対する派遣決定の通知は、別記様式3による東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣決定通知書により行うものとする。

(コーディネータの選任要件及びコーディネータ内容)

第4条 要綱第8条に規定する要件は、次の表の左欄に掲げるコーディネータの区分に応じ、当該右欄に定める要件とする。

区分	要件
建設廃棄物	技術士（建設部門（土質及び基礎又は鋼構造及びコンクリート）、RCCM（土質及び基礎又は鋼構造及びコンクリート）の資格又はこれらと同等以上の能力（建設分野のコンサルティングに関する7年以上の業務経験）を有すること。
建設廃棄物以外	技術士（衛生工学部門、環境部門、電気電子部門等）の資格又はこれらと同等以上の能力（リサイクルの高度化、資源循環ビジネス、産業廃棄物処理施設等のCO2排出量算定等のコンサルティングに関する3年以上の業務経験）を有すること。

(従事者証の交付)

第5条 要綱第9条第1項の規定による従事者証の交付は、別記様式4による東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ業務従事者証を、受託者を經由して、選任されたコーディネータに交付することにより行うものとする。

(受託者の守秘義務)

第6条 要綱11条の規定による秘密保持契約の締結は、別記様式5による東京都産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣制度に係る秘密保持契約書により行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年12月18日から施行する。
- 2 令和7年3月までの間、本事業は試行期間とする。